

藤沢市有料公園施設等使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第 7 9 号

藤沢市有料公園施設等使用規則の一部を改正する規則

藤沢市有料公園施設等使用規則（平成 9 年藤沢市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項第 2 号中「又は」の次に「八部公園若しくは秋葉台公園の」を、「併せて」の次に「これらの公園の」を加える。

別表引地川親水公園の項に次のように加える。

自動車駐車場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 までの日	午前 0 時から午後 1 2 時まで
--------	-------------------------------	--------------------

別表に次のように加える。

大庭城址公園	自動車駐車場	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの日	午前 0 時から午後 1 2 時まで
--------	--------	------------------------------	-----------------------

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 5 日から施行する。